

Japan Cycling Navigator 会則

(前文) サイクリングをこよなく愛する私たちは、言葉や習慣の異なる人々が日本におけるサイクリングを楽しめるように、世界のサイクリストが日本におけるサイクリングについての経験と知識を共有する場を提供したいと考えました。また、日本人が外国人とともにサイクリングを行い、あるいはホスピタリティを提供することを通して、私たち自ら草の根の国際交流を楽しみたいと思っています。私たちが提供するそれらの場が、世界の人々の助け合う場となり、日本の良さを楽しむことにつながり、以て日本を旅行する世界のサイクリストの増大につながれば、それこそ私たちの喜びです。そのような考えを共有する人々が協力し互いに助け合う活動に、一人でも多くの人が参加いただける組織となることを目指して、ここに会則を制定します。

(制定日) 平成20年6月8日

(発起人) 阿部剛志、池田研一、岩村隆夫、大江佳寛、小泉成紘、富田英夫、津田 晋、長沼 理、
林 一茂、深山哲夫、渡辺榮一

第1章 総則

第1条 名称

本会の名称は Japan Cycling Navigator、略称は JCN とし、日本語では日本サイクリングナビゲーターと表記する。

第2条 身分

本会は登記されていない非営利団体である。

第3条 事務所所在地および連絡先

- (1) 本会の事務所は、電子的にのみ存在する。
- (2) 本会の電子的所在地は、ウェブサイト <http://www.japancycling.org> とする。
- (3) 本会の連絡先は、電子メールアドレス info@japancycling.org とする。

第4条 目的

本会は、日本におけるサイクリングに関心を持つ外国人が快適なサイクリングを行えるよう支援することにより、日本におけるサイクリングの魅力を高め、その魅力を世界に広めることを目的とする。

第5条 活動

本会の活動は次の通り。

- (1) 外国人サイクリストに役立つと思われる情報を提供する。

- (2)外国人サイクリストと共に日本におけるサイクリングを楽しむ。
- (3)本会が単独または他団体と協力して、外国人サイクリストが日本の良さを楽しめるサイクリングイベントを開催する。
- (4)外国人サイクリストを支援したい個人ボランティアまたは団体との仲立ちを行う。
- (5)その他、第4条に掲げた目的のために必要と認められる諸活動。

第2章 参加者

第6条 参加者

本会は次の者により構成される。それらを総称して「参加者」と呼ぶ。

- (1)会員
- (2)事務局員
- (3)役員
- (4)寄稿者

第7条 会員

本会の趣旨に賛同し、総会で定めた所定の会費(別紙1)を納めることにより本会の活動を支援する者を会員と呼ぶ。

第8条 事務局および事務局員

- (1)本会の趣旨に賛同し、本会の基礎的な活動に日常的に従事することにより本会を支える者の集まりを事務局と呼ぶ。
- (2)事務局は、会則制定当初、本会の発起人を事務局員(「スタッフ」と呼ぶ)として構成される。その後、志願者自らの申し出に基づき、事務局員の過半数及び会長の承認により、事務局員になることができる。
- (3)事務局員は有給である場合もあれば無給の場合もある。

第9条 役員

- (1)役員は会長、会計担当、書記の三名とする。
- (2)役員は無給とし、年次総会により選出される。
- (3)役員は本会の実際の活動が本会の目的に沿って行われているかどうかを客観的に評価し、適宜事務局に対して適切な指導を行う。

第10条 寄稿者

本会の趣旨に賛同し、本会が運営するウェブ上のコンテンツ等に貢献する形で本会を支援する者は、寄稿者と呼ばれる。

第11条 兼任

会員、事務局員、役員、寄稿者はそれぞれ独立した構成員であるが、兼任も可能とする。

第3章 会議

第12条 年次総会

- (1) 年次総会は毎年原則として四月に開催される。総会の日時または期間、場所または開催方法、議題(活動報告、決算報告、活動計画、予算案、役員選挙等)は、基本的に開催の2週間前までに事務局より電子メールで告知される。
- (2) 年次総会の定足数は、会員及び事務局員の過半数とする。それぞれ一票の投票権を与えられるが、委任投票は認められない。単純多数決が用いられるものとする。

第13条 運営会議

- (1) 運営会議は活動の方向付けを行い、業務を遂行する目的で、基本的に月一回、役員並びに事務局員が参加して開催される。ただしこれに限らず、会議に参加したい者は誰でも参加する事ができる。
- (2) 運営会議の定足数は、役員及び事務局員の過半数とする。それぞれ一票の投票権を与えられるが、委任投票は認められない。単純多数決が用いられるものとする。
- (3) 会員は、運営会議の議決事項に対して異議を申し立てる事ができる。異議が出た場合、最終的には役員と事務局員と会員を合わせた総数の単純多数決で決定する。

第4章 知的所有権

第14条 知的所有権

- (1) 定義:「寄稿」とは、文章、写真、画像、動画、アイデア、提言、コメント、推奨、フィードバック、編集、その他、参加者が提出した貢献を意味する。
- (2) 各参加者は本会に寄稿したものを本会が編集・格納・複製・再生・出版・公開・修正・配布することに対して、その寄稿に含まれるすべての著作権の下で、非独占的、永久的、譲渡不可の使用許可を与える。

第15条 顕彰

- (1) 寄稿者の存在なくして本会がその目的を達成することはできない。よって、運営委員会は、少なくとも年1回、寄稿者の中で特に貢献が顕著であったものを認定し謝意を表することとする。
- (2) 本会がその貢献が顕著であると認定した寄稿者は、名誉寄稿者と呼ばれる。

第5章 雑則

第16条 改正

この会則は会員・事務局員・役員のうち棄権者を除いた者の過半数の同意をもって改正できる。

第17条 適用

この会則は平成20年6月8日より施行するものとする。

(別紙1)

会費規定

(1)4月1日から翌年3月31日までの一年間の会費は1,200円とする。年度の途中に入会した場合も同じ。退会する場合に払い戻しは行わない。

(2)会費は次の銀行口座への振り込みにより支払うこととする。

銀行名： 三菱東京UFJ銀行

支店名： 銀座通支店（店番 024）

電 話： 03(3573)3251

口 座： 普通預金

番 号： 1463234

名義人： 日本サイクリングナビゲーター